

## 下関市の後援等及び下関市長賞に関する事務取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、団体等が開催する文化、学術、芸術、スポーツ、教育、産業、福祉保健及び地域振興等の事業について、本市が行う後援又は共催（以下「後援等」という。）の承諾及び下関市長賞（以下「市長賞」という。）の交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (後援等の区分)

第2条 本市が行う後援等は、次の区分によるものとする。

- (1) 後援 市が当該事業を奨励することができるもの。
- (2) 共催 市が当該事業を奨励することができ、かつ、主催者の一員として当該事業の企画又は実施に参画することが適当と認められるもの又は次に該当するもの。
  - ア 他の地方公共団体と共催する必要があるもの。
  - イ 国際親善を目的とする事業等で、共催する必要があるもの。
  - ウ 全国的な事業、山口県の事業等で、共催する必要があるもの。

### (承諾及び交付の基準)

第3条 後援等は、次の各号のいずれにも該当するものに限り承諾する。

- (1) 事業の目的及び内容が、本市の文化、学術、芸術、スポーツ、教育、産業、福祉保健及び地域振興等に寄与すると認められるもので、公共性があること。
- (2) 広く市民を対象として行われる事業であること。
- (3) 原則として下関市内が開催地であること。ただし、市民の幅広い参加が期待できる事業又は本市を広く知らしめることが期待できる事業である場合は、この限りでない。
- (4) 主催者の所在が明確で、事業遂行能力が十分であると判断できるものであること。
- (5) 主催者が参加者から入場料その他の費用を徴収するものにあつ

ては、徴収の額及び目的が適正かつ明確であること。

2 市長賞は、前項各号のいずれにも該当し、かつ、参加者の技能の一層の向上が期待できると認められる事業及び市長が特に認めた事業について、交付する。

3 前2項の規定に該当する事業であっても、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、前2項の規定にかかわらず、後援等の承諾及び市長賞の交付を行わない。ただし、第2号に該当する場合で市長が特に認めるときは、この限りでない。

(1) 公序良俗に反するもの、又はそのおそれのあるもの

(2) 営利又は商業宣伝を目的とするもの

(3) 特定の宗教団体の宣伝、利害に関する内容のもの

(4) 特定の政治団体の宣伝、利害に関する内容のもの

(5) 特定の主義、主張の宣伝、広報を目的とするもの

(6) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認められるもの

(7) その他後援等の承諾又は市長賞の交付を行うことが不相当と認められるもの

(市長賞の交付)

第4条 市長は、市長賞として賞状を交付するものとし、主催者を通じて顕彰すべき参加者に交付するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、副賞として、楯、トロフィー、カップ等賞品を交付することができる。

2 交付する賞品は、行事の規模、他の賞との均衡等を勘案して交付するものとする。

(申請手続)

第5条 市の後援等の承諾を受けようとするものは、原則として事業実施日の20日前までに後援・共催名義使用承諾申請書(様式第1号)により申請しなければならない。

2 市長賞の交付を受けようとするものは、原則として事業実施日の45日前までに市長賞交付申請書(様式第2号)により申請しなけ

ればならない。

3 前2項の規定による申請には、開催要領等事業の内容がわかる書類を添付するものとし、必要に応じ収支予算書その他市長が必要と認める書類を添付させるものとする。

4 第1項及び第2項の規定による申請は、電子情報処理組織（市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

（承諾及び交付の決定）

第6条 市長は、前条第1項及び第2項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査の上、承諾及び交付の諾否を決定し、当該申請者へ通知しなければならない。

2 後援等の承諾の諾否については、後援・共催名義使用承諾通知書（様式第3号）又は後援・共催名義使用不承諾通知書（様式第4号）により、当該決定を通知する。

3 市長賞の交付の諾否については、市長賞交付決定通知書（様式第5号）により、当該決定を通知する。

（承諾及び交付の条件）

第7条 承諾及び交付に際しては、必要に応じ次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 申請手続後に事業の内容等に変更があった場合は、直ちに届け出ること。

(2) 事故防止、救護体制、保健衛生等について十分に留意すること。

(3) その他市長が特に必要とする条件

（承諾及び交付の取消し等）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、後援等の承諾及び市長賞の交付を取り消すことができるものとする。

(1) 第5条の申請に虚偽の事項があったとき。

(2) 第3条第1項及び第2項の規定に違反し、又は同条第3項の規定に該当することが明らかになったとき。

(3)前条の承諾及び交付の条件に従わなかったとき。

2 前項により、後援等の承諾及び市長賞の交付の決定を取り消した場合は、後援・共催名義使用承諾取消通知書（様式第6号）又は市長賞交付取消通知書（様式第7号）により通知する。

3 第1項により、市長賞の交付の決定を取り消されたものは、交付した賞状及び賞品を直ちに市長へ返還しなければならない。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和3年（2021年）4月1日から施行し、同日以後に申請された後援等の承諾及び市長賞の交付について適用する。